(3)精神薄弱児通園施設における精神薄弱幼児の処 遇

- (4) 聾唖児施設における難聴幼児訓練部門の新設 [.4.20.]
- (5)母子寮における年少幼児の保育〔 .4.20.〕 当面推進すべき肢体不自由児対策について〔 . 4.9.〕

教護院における運営の強化策について〔 .4.20.〕

(3)精神薄弱児通園施設における精神薄弱幼児の処遇精神薄弱児については、できるだけ早期にその精神発達の異常を発見し、適切な指導訓練を実施することが、将来の独立自活に必要な知識技能の付与、精神薄弱の重度化の防止等の見地から極めて効果的であるこ

とはいうまでもない。

しかし,従来,精神薄弱幼児については,専門機関の判定や指導を受ける機会は少なく,また精神薄弱と判定することにも,種々の困難があったこと等のため,この面の対策はかなり立ち遅れていたといわねばならない。

近年,医学の進歩,3歳児健康診査等母子保健対策の推進,児童相談所,民間家庭児童相談所等相談判定機関の充実強化等により,精神薄弱児の早期発見体制は急速に整備されてきている。

このような現状にかんがみ,早期に発見された精神 薄弱幼児に対して家庭との密接な連携のもとに将来の

. 4.6. 中央児童福祉審議会

当面推進すべき児童福祉対策に関 する意見具申 (43.12.20.)

[原資料のうち,ここには精神薄弱者(児)の項だけを収録した。原資料の目次および精神薄弱者(児)以外の項の本書における掲載箇所については,次に掲げるとおりである。]

当面推進すべき年少幼児および乳児対策について〔 .4.20.〕

- 2 保育所における乳児保育対策 [.4.13.]
- 3 養護施設等における年少幼児および乳児対策
 - (1) 養護施設および虚弱児童施設における年少幼児の処遇[.4.20.]
 - (2) 乳児院における乳児処遇〔 .4.20.〕

552 社会福祉

独立自活に必要な指導訓練を行なうため,精神薄弱児 通園施設について次のような改善措置を講ずることが 必要である。

(1)対象児童

精神薄弱児通園施設は,従来主として6歳以上の 通園可能な精神薄弱児を対象としていたが,今後 ほ,児童相談所において精神薄弱と判定された幼児 であって精神薄弱児通園施設において指導訓練を受 けることを適当とするものも対象とすべきである。

(2)指導訓練のあり方

幼児の指導訓練は,原則として6歳以上児とは別個に実施することとし,母親等保護者が家庭において指導訓練が実施できるよう一定期間母親等保護者もともに指導訓練の対象とすることが望ましい。

(3)職員

幼児については,日常生活動作も十分に行なえないものも多いため,幼児5人につき1人以上の児童 指導員,保母を配置する必要がある。

なお,幼児の特殊性にかんがみ,児童指導員,保 母には,幼児指導に相当の技能および経験を有する ものをあてることが望ましい。

(4)必要な設備

現在の精神薄弱児通園施設の設備に加えて、幼児専用の遊戯治療室および機能訓練等に必要な機械器 具を備える必要がある。